平成２３年（フ）第１８号
神奈川県座間市入谷５丁目1811番地の１
コーポあき101号
債務者　宮治　光一
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３号
新潟市中央区近江２丁目１番11号　ダイアパレス近江105号
債務者　和合　利夫
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
新潟市中央区近江２丁目１番11号　ダイアパレス近江105号
債務者　和合　通子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
新潟市東区河渡２丁目２番18号
債務者　菊地　　豊
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
新潟市江南区いぶき野２丁目６番７号
債務者　滝澤　美果
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
新潟市西区五十嵐２の町9143番地108　エチユード101号、前住所新潟市西区五十嵐２の町9143番地78　夢ハイツ103号
債務者　渡邉　陽子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５２号
京都市南区東九条南河辺町10番地８
債務者　松井　理恵
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５７号
京都市下京区梅小路西中町39、住民票上の住所京都市下京区西七条南西野町42番地　西紀ハイツ２Ｆ８号
債務者　岡　　良子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８１号
京都市北区衣笠開キ町３番地
債務者　玉川浩二こと　玉　　燦壽
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９３号
京都市山科区西野山中鳥井町39番地20
債務者　Ａｕｂｅこと　河村　弘美
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
京都市右京区梅津徳丸町17番地６　コーポ黒川202
債務者　原田　芳浩
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
京都市左京区静市市原町61番地71
債務者　越智　龍子（債務発生時の姓栗本）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
奈良市田中町450番地の１　ヒルズ幸和105号
債務者　松本　香織（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８８号
奈良市三条大路１丁目２番１―201号
債務者　池上　珠美
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
香川県高松市元山町671番地１―２
債務者　米岡麻吏子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８４号
香川県丸亀市金倉町1946番地４　レオパレス金倉102号
債務者　藤浦　慎一
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１８７号
香川県丸亀市飯野町東分2632番地１　ハートハイツ飯野２号
債務者　中川　雄一
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部